

公示番号：160970

国名：フィリピン

担当部署：社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ 第一チーム

案件名：メトロセブ都市交通システム開発マスタープランプロジェクト詳細計画策定調査（組織強化）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：組織強化
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年1月中旬から2017年2月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.40M/M、現地 0.60M/M、合計 1.00M/M
- (3) 業務日数：準備期間 3日 現地業務期間 18日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月21日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き) (<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、1月10日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	キャパシティ・ディベロップメントに係る各種調査
------	-------------------------

対象国／類似地域	フィリピン及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

人口約255万人（2010年）を擁するフィリピン第二の都市圏であるメトロセブでは、人口は2050年に約500万人になると予測されており、急激な都市化、人口増加により道路交通渋滞等が顕在化している。また、近年のメトロセブでは、抜本的な都市交通改善のためのインフラ投資が行われてこなかった。引き続き都市交通インフラの整備が遅れた場合、交通渋滞の更なる深刻化が懸念される。

JICAは2015年に「メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査」（RM調査）を実施し、①産業振興・投資促進による競争力強化、②都市構造・土地利用、③都市交通・道路ネットワーク、④上下水・排水、⑤廃棄物管理、⑥南部埋立地の開発、⑦広域行政管理に関するサブロードマップを策定した。このうち、③都市交通・道路ネットワークのサブロードマップでは、短期（2020年まで）、中期（2030年まで）、長期（2050年まで）で取り組むべきプロジェクトをリストアップしている。短期的には「マストランジットネットワーク整備」、「マクタン北部道路鉄道併用橋の建設」、「地域交通管理」、中期的にはセブ市、マンドラウエ市、ラプラプ市におけるAGT（Automated Guideway Transit）等の新都市交通整備、主要幹線道路のバイパス、交差点改良、MRTを含む鉄道整備、マクタン島との橋梁整備、長期的にはMRTネットワークの構築、PPPによる道路整備、高架有料道路建設等があげられている。

本要請は、同調査結果に基づき、2016年6月に発足した新政権及びメトロセブにおける新体制との協議を踏まえて、都市交通分野をより詳細に検討し、メトロセブにおける関係者の合意形成を経て具体化に向けて優先順位の決定を行い、次のアクションにつなげていくためマスタープランである。

また、メトロセブでは、関係する複数の自治体にまたがる交通インフラプロジェクトの合意形成が障害となって、抜本的な都市交通インフラ投資が進まない問題を抱えている。さらに、首長等の交代による政策変更等により、中長期的なコミットメントを必要とする都市交通問題の抜本的な解決を目的とする投資がなされてこなかった。こうした課題認識のもと、フィリピン側で検討されているメトロセブのLGUs等による調整機関：Metro Cebu Development and Coordinating Board（MCDCB）を公的機関Metro Cebu Development Authority（MCDA）とする動きや、権限強化に向けて、マスタープラン策定及びパイロット事業の実施を通じて交通計画及び管理規制に係る関係者の能力強化を支援することが必要とされている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、開発計画調査型技術協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、メトロセブ都市交通システム開発マスタープランプロジェクトの策定のために、必要な資料の収集、分析、各種調査を行う。また、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。さらに、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が行う取りまとめ作業に協力する。

なお、本プロジェクトの関係機関は以下のとおり。

責任期間：運輸省（DOT）

関係機関：公共事業道路省（DPWH）、国家経済開発庁（NEDA）、MCDCB

担当分野にかかる具体的な調査事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2017年1月中旬)

- ①要請背景・内容の把握、関連既存資料・情報（要請書、関連報告書、類似案件報告書、過去の関連文献、JICAの「メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査（2015年）」のレビューを行う。
- ②MCDCBの法制度、公的機関への動きに係る情報収集、分析、整理を行う。
- ③総合土地利用計画 (Comprehensive Landuse Plan)、総合開発計画 (Comprehensive Development Plan)、都市交通に係る関連法制度、フィリピン政府における実施体制、NEDAのフィリピン政府内での都市交通開発計画における役割、組織体制、道路及び都市交通に係るフィリピン政府における実施体制を分析、整理する。
- ④我が国及びフィリピン政府、世銀、ADB、他国の援助機関等のドナーによる協力状況及び成果のレビューを行う。
- ⑤NEDA本部、NEDA Region VII Office (第7地域事務所)、セブ州政府、MCDCBを構成するLocal Government Units (LGUs) の機能、関連法制度、実施体制、人員配置等を文献や既往報告書等で調査する。
- ⑥調査計画・方針案を検討する。
- ⑦調査重点項目の整理、調査工程、調査手法を検討し、説明資料 (案) (英文) を作成する。
- ⑧現地調査で収集すべき情報を検討し、フィリピン政府側関係機関に対する質問票 (案) (英文) を作成し、現地調査の前にJICA社会基盤・平和構築部へ提出する。
- ⑨調査報告書 (案) の目次構成を他分野の調査団員とともに検討し、取りまとめる。
- ⑩対処方針 (案) を作成するとともにR/D (案)、M/M (案)、事業事前評価表の作成に協力する。
- ⑪調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2017年1月中旬～2月上旬)

- ①調査開始時にC/P機関及びJICAフィリピン事務所と、調査方針・内容について協議する。
- ②DOT、メトロセブを管轄するNEDA第7地域事務所、メトロセブ、関連省庁等関係機関に対し、調査内容・方針について説明し、現地踏査を行う。
- ③NEDA本部、NEDA第7地域事務所、セブ州政府、MCDCB、MCDCBを構成するLGUsの機能、関連法制度、予算/歳入歳出 (MCDCBの財務状況 (例：補助金/構成メンバーによる負担金等含む))、実施体制、人員配置等を調査する。
- ④MCDCBに係る以下の現状把握及び資料・情報の収集、整理、分析を行う。
 - ア) DOTをはじめとするフィリピン政府、NEDA第7地域事務所、セブ州政府、メトロセブを構成するLGUsとの関係、連携の在り方、連携実績、事業実績等
 - イ) 関連法制度、MCDCBの公的機関化に向けた法制度の状況と見通しの確認等
 - ウ) 現行制度内でのMCDCBが果たし得る都市交通プロジェクトの形成における役割、課題、改善に向けたアイデア等の検討等
 - エ) 本格調査での現地作業 (人材育成における研修等) に必要となるローカルコンサルタントの有無、実用性、実勢単価、本格調査における現地再委託実施に係る可能性、現地再委託を実施する際の仕様や調達手法、必要とされる工期等
- ⑤各種協議に参加し、面談記録及びR/D (案)、M/M (案) の修正、作成に協力する。
- ⑥現地調査結果をJICAフィリピン事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2017年2月上旬～2月中旬)

- ①現地で収集した資料、情報を整理、分析し、本格調査への活用について検討を行う。また、新たに必要とされる情報を整理し、入手方法について取りまとめる。
- ②事業事前評価表 (案) (和文) の作成に協力する。
- ③詳細計画調査報告書 (案) を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成す

- る報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。
④帰国報告会、団内打合せに出席し、調査結果を報告する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず（見積書に計上してください）。なお、航空運賃については東京－マニラを標準経路とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2017年1月18日～2月4日を予定していますが、変更の可能性もあります。

当機構の調査団員は本業務従事者と同時に現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 都市交通／土地利用（コンサルタント）
- エ) 組織強化（当コンサルタント）
- オ) 環境社会配慮（コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAフィリピン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 国内移動
マニラ－セブ間のフライト等活動に必要な国内移動の提供
- ウ) 宿舎手配
あり
- エ) 車両借上げ
あり
- オ) 通訳備上
なし
- カ) 現地日程のアレンジ
JICAがアレンジします。
- キ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

本件に係る資料は以下の通りで、社会基盤・平和構築部・都市・地域開発グループ第一チーム（Tel：03-5226-6950）にて配布できます。

- ・ 要請書
- ・ フィリピン国メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査最終報告書要約
(http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12235503.pdf)
- ・ フィリピン国メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査最終報告書本編
和文 (http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12235511_01.pdf)
(http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12235511_02.pdf)
英文 (http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12235529.pdf)
- ・ 各国の国土政策の概要 -An Overview of Spatial Policy in Asian and European Countries
(<http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/international/spw/general/philippines/>)
- ・ Cebu Bus Rapid Transit (BRT) Project
(<http://projects.worldbank.org/P119343/cebu-bus-rapid-transit-brt-demonstration-project?lang=en>)

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」
(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務従事者は都市計画及び防災も含めた経験があれば、なお望ましい。